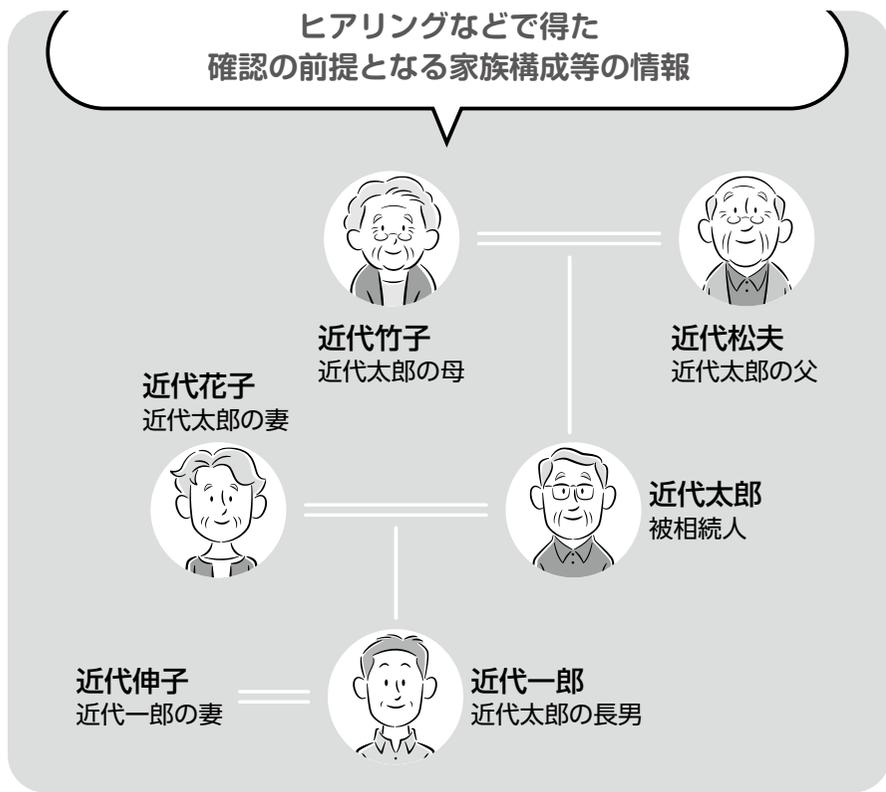


こんな戸籍はどう見ればよい——!?

# ケース別 法定相続人特定を進め方& 確認時の注意点

確認が必要な戸籍サンプルを基に、ケース別で相続人特定の流れを解説します。



## CASE 1

被相続人に「配偶者」「結婚した子」がいるケース

**相** 続預金の名義変更・払戻し手続きにおいては、「相続届」に記載された相続人が正当な相続人であるかを確認するため、原則として次の書類を取得する必要があります。

- ・被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本
  - ・相続人の現在の戸籍謄本
- それでは、まず被相続人の死亡の事実が記載されている全部事項証明書Ⅱ戸籍謄本（サンプル1）を確認しましょう。

**全部事項証明書で相続人である配偶者を確認**

① 戸籍事項欄を見ると「平成6年法務省令（中略）による改製」とあり、改製日は「平成20年2月2日」となっています。この戸籍謄本は「コンピュータ化後の戸

サンプル1 近代太郎さんの全部事項証明書(最新の戸籍)

全部事項証明	
本籍氏名	大阪市北区梅田8丁目8番8号 近代太郎
戸籍事項 戸籍改製 ①	【改製日】平成20年2月2日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者  除籍	【名】太郎 【生年月日】昭和29年2月9日 【配偶者区分】夫 【父】近代松夫 【母】近代竹子 【続柄】長男
身分事項 ②	
死亡	【死亡日】令和3年4月1日 【死亡時分】午前4時40分 【死亡地】大阪府吹田市 【届出日】令和3年4月2日 【届出人】妻
戸籍に記載されている者	【名】花子 【生年月日】昭和33年3月30日 【配偶者区分】妻 ③ 【父】山田亀吉 【母】山田ツル 【続柄】二女

①平成20年2月2日に編製(改製原戸籍から改製)された戸籍であることがわかる

②除籍・死亡・死亡日の記載で、近代太郎が令和3年4月1日に死亡した事実が確認できる

③配偶者区分の記載から、近代花子が近代太郎の相続人として確定できる

戸籍の筆頭者が死亡したとして、平成20年2月2日から、本戸籍謄本の発行日までの戸籍を証明するものであることを示しています。

戸籍の筆頭者は「夫」である太郎さんです。②身分事項に「除籍」および「死亡」の記載があり、「太郎さんは令和3年4月1日に死亡した」ことが確認できました。

戸籍の筆頭者が死亡したとしても、その戸籍に在籍する人がいる限りは、その戸籍謄本は閉鎖(＝除籍謄本となること)されません。この戸籍においては、妻・花子さんの存在を確認することができました。

ここで民法上の相続人の規定を確認しておきましょう。被相続人である太郎さんの相続人ですが、「配偶者」は常に相続人となりますので、③戸籍で妻＝配偶者であることを確認することができた花子さんについて、相続人として特定することができました。

次に、サンプル1の戸籍の「1つ前の戸籍」に遡ります。

## サンプル2 近代太郎さんの改製原戸籍（1つ前の戸籍）

④婚姻を事由として昭和50年1月6日に編製された戸籍であることがわかる

⑤近代太郎の長男・一郎の存在が確認できる

⑥さらに前の戸籍として、「兵庫県尼崎市にある、近代松夫を筆頭者とする戸籍」を確認することに

⑩平成18年8月18日、古代伸子と婚姻につき新たな戸籍を編製していることがわかる

本籍		氏名	
大阪府北区梅田八丁目八番八号		近代太郎	
婚姻の届出により昭和五拾年壹月六日編製④			
昭和五拾九年三月九日神戸市中央区で出生同日父届出入籍④		父 亡 近代松夫	
昭和五拾年壹月六日山田花子と結婚届出兵庫県尼崎市浜田町八		母 亡 竹子	
拾八番地近代松夫戸籍から入籍⑥		夫 太 郎	
昭和五拾参年四月拾六日神戸市灘区で出生同日父届出入籍⑩		父 近代太郎	
平成拾八年八月拾八日古代伸子と婚姻届出同月式拾日奈良県奈良		母 花子	
市長から送付同市西大寺栄町九拾九番地に新戸籍編製につき除籍⑤		長男 一郎	
昭和五拾参年四月六日		出生	

改製原戸籍

平成六年法務省令第五十二号附則第二案第一項による改製につき平成式拾九年三月九日消滅④

同じ本籍地において、「コンピュータ化前の戸籍」が存在します。それが**サンプル2**です。

この戸籍謄本は、④「婚姻の届出により昭和50年1月6日編製」されてから、「平成6年法務省令による改製につき平成20年2月2日消除」されるまでの戸籍を証明するものであることがわかります。この**サンプル2**の戸籍謄本を見ていくと、⑤**太郎**さんの「長男」である**一郎**さんの存在が確認できました。

本総特集でも前述してきたとおり、戸籍が新しく編製される時には、従前に在籍していた人のみの情報が次の戸籍に引き継がれます。長男・一郎さんはその時点で「婚姻により除籍」されていたため、一郎さんの情報は次の戸籍**II** **サンプル1**へと引き継がれていなかったわけですね。

### 婚姻による除籍の記載から被相続人の戸籍の連続を確認

続いて、被相続人の出生までの戸籍をさかのぼって確認するため

に、さらに前の戸籍を確認してきます。

太郎さんの婚姻前の戸籍を確認します。サンプル2に⑥「昭和50年1月6日山田花子と結婚届出兵庫県尼崎市浜田町88番地近代松夫戸籍から入籍」とあることから、「兵庫県尼崎市浜田町88番地にある、近代松夫さんを筆頭者とする戸籍」を見ることになります。

その筆頭者が近代松夫さんである戸籍が**サンプル3**です。⑦婚姻の届出により昭和26年2月6日編製され、その後⑧昭和29年2月9日に太郎さんが出生して、この戸籍に入籍しました。

その後⑨「昭和50年1月6日に婚姻により除籍されるまで」の、太郎さんの戸籍が確認できたことになりました。

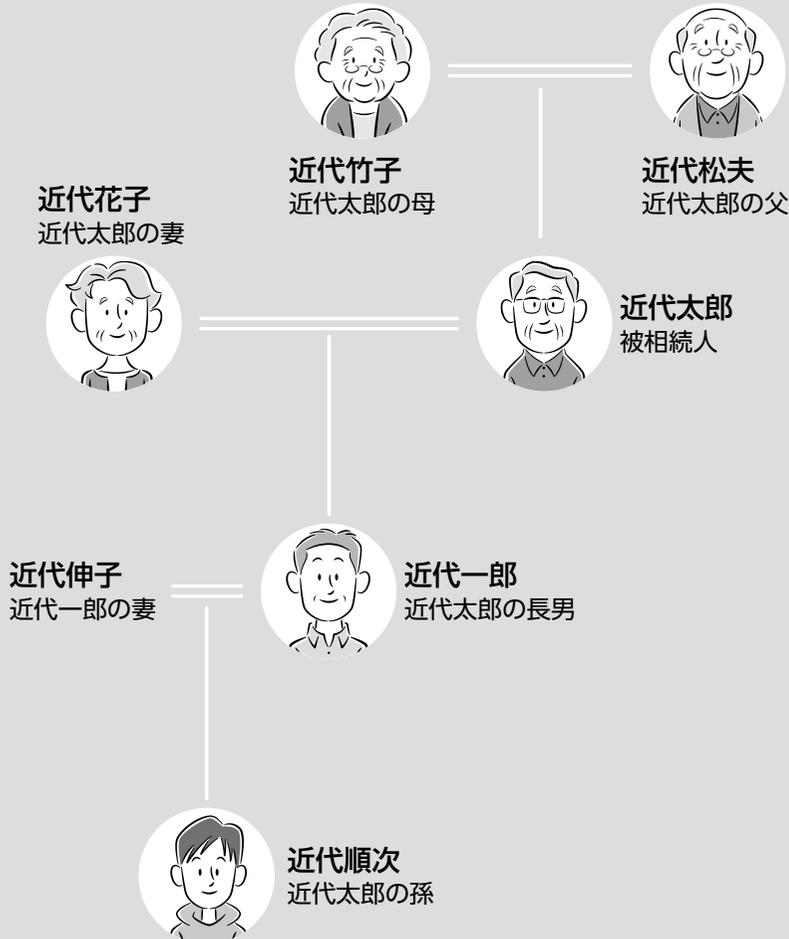
以上で、被相続人の戸籍の確認が完了しました。続いて相続人の現在戸籍を確認します。

ここで**サンプル2**を再度見てください。一郎さんについては、⑩平成18年8月18日の婚姻時に、一郎さんを筆頭者とする戸籍が奈良



## 被相続人に「配偶者」「結婚した子」「孫」がいるケース

ヒアリングなどで得た  
確認の前提となる家族構成等の情報



## 本

ケースでは「相続人である子が、（被相続人である親の）相続発生時にすでに死亡していた」という状況での、戸籍の確認方法について解説します。

ケース1同様、まずは被相続人の死亡の事実が記載された戸籍謄本を確認しましょう。

### 最新のものから1つずつ 遡っての確認を徹底しよう

被相続人死亡時の戸籍謄本は、ケース1のサンプル1で見た形と同じですので、確認・着眼点は43ページを参照してください。相続手続きにおいて、戸籍は「最新のものから1つずつ遡って戸籍謄本等を確認していく」ことを改めて押さえておきましょう。

本戸籍の確認ポイントを再度解説します。戸籍事項欄には「平成6年法務省令（中略）による改製」とあります。改製日は「平成20年2月2日」となっています。

この全部事項証明はコンピュータ化後の戸籍で、「平成20年2月2日から戸籍謄本の発行日までの

サンプル2 近代太郎さんの改製原戸籍（1つ前の戸籍）

①②婚姻を事由として昭和50年1月6日に編製された戸籍であること、平成20年2月2日に消除されるまでの戸籍であることがわかる

③近代太郎の長男・一郎の存在が確認できる。平成18年8月18日、古代伸子と婚姻につき新たな戸籍を編製していることがわかる

		昭和五拾参年四月拾六日神戸市灘区で出生同日父届出入籍①		昭和五拾年壹月六日山田花子と結婚届出兵庫県尼崎市浜田町八拾八番地近代松夫戸籍から入籍②		昭和五拾年壹月九日神戸市中央区で出生同日父届出入籍③		婚姻の届出により昭和五拾年壹月六日編製④		籍 本 大阪市北区梅田八丁目八番八号	
		平成拾八年八月拾八日古代伸子と婚姻届出同月式拾日奈良県奈良市長から送付同市西大寺栄町九拾九番地に新戸籍編製につき除籍⑤		昭和五拾参年四月拾六日		昭和五拾年壹月九日		昭和五拾年壹月六日		氏 名 近代太郎	
生 出		父	近代太郎	夫	太 郎	母	亡 竹子	父	亡 近代松夫	①	
			花子							②	
			男 長							③	
										④	
										⑤	

改製原戸籍

平成六年法律省令第五十号附則第一案第一項による改製につき平成式拾九年式月日消除②

②

戸籍を証明するものであることがわかります。太郎さんの身分事項にある「除籍」および「死亡」の記載から、太郎さんの死亡および、相続人である妻・配偶者・花子さんの存在を確認することができました。これで、花子さんは相続人として確定されました。

次に、1つ前の戸籍に遡って確認します。同じ本籍地においてコンピュータ化前の戸籍があり、それがケース1同様にサンプル2のものとなります。

この戸籍謄本は、①「婚姻の届出により昭和50年1月6日編製」されてから、②「平成6年法律省令（中略）による改製につき平成20年2月2日消除」されるまでの戸籍を証明します。

この戸籍で③長男である一郎さんの出生と、婚姻による除籍が確認できました。

続いて、被相続人の出生までの戸籍をさかのぼって確認するため、さらに1つ前の戸籍を確認していきます。

サンプル2の1つ前の戸籍は、

太郎さんの婚姻前の戸籍で、兵庫県尼崎市の近代松男さんを筆頭者とする戸籍になります。戸籍とその確認・着眼点についても、ケース1と同一のため省略します。45ページのサンプル3を参照してください。

さて、ここからが本ケースのポイントです。近代一郎さんについては、平成18年8月18日の婚姻時に、一郎さんを筆頭者とする戸籍が奈良県奈良市に新しく編製されています。

推定相続人として、現在一郎さんが存命であることを確認するために、奈良市にある一郎さんの戸籍謄本を入手する必要があります。

一郎さんの現在戸籍はサンプル4のとおりで、⑤一郎さんの身分事項を見ると「除籍」および「死亡」の記載があります。

これにより、「一郎さんは平成27年7月7日に死亡している」とことがわかりました。同時に、⑥「一郎さんの子である順次さん」の存在が確認できました。

## サンプル4 近代一郎さんの全部事項証明書(最新の戸籍)

全部事項証明	
本籍氏名	奈良県奈良市西大寺栄町99番地 近代一郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成22年3月3日 <b>④</b> 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者  【除籍】	【名】一郎 【生年月日】昭和53年4月6日 【配偶者区分】夫 【父】近代太郎 【母】近代花子 【続柄】長男
死亡 <b>⑤</b>	【死亡日】平成27年7月7日 【死亡時分】午後9時9分 【死亡地】奈良県奈良市 【届出日】平成27年7月9日 【届出人】親族 近代伸子
戸籍に記載されている者	【名】順次 <b>⑥</b> 【生年月日】平成19年9月9日 【父】近代一郎 【母】近代伸子 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】平成19年9月9日 【出生地】神戸市東灘区 【届出日】平成19年9月9日 【届出人】父

**④**戸籍法改正により平成23年3月3日に改製され、現在までの戸籍であることがわかる

**⑤**一郎の身分事項に「除籍」および「死亡」の記載があり、平成27年7月7日に一郎が死亡していることが確認できる

**⑥**一郎の子である順次の存在が確認できる

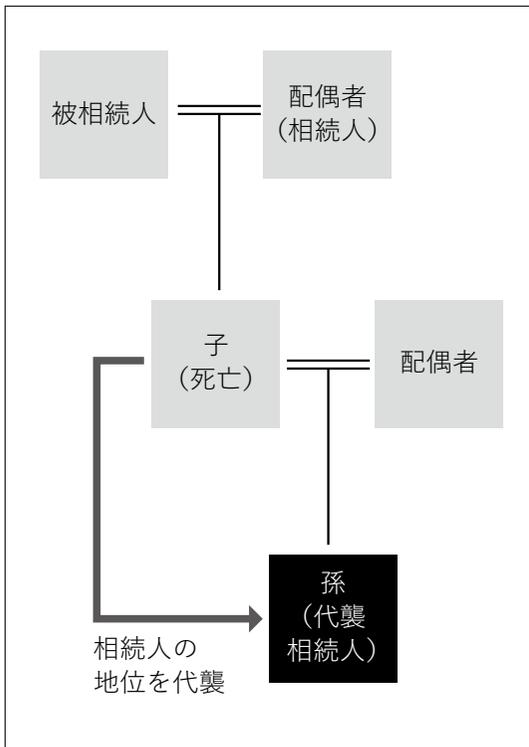
孫への代襲相続があれば「他に孫がいらないか」も確認

相続人である子がすでに死亡していた場合には、「その死亡した相続人の、出生から死亡までの戸籍謄本」が必要になります。その死亡した相続人に子がいれば、相続人の地位は、その子へと「代襲」されるからです。この形で行われる相続を「代襲相続」と呼びます。

代襲相続とは、相続人となる予定であった「子」または「兄弟姉妹」が、相続発生時に死亡・相続欠格・相続廃除を原因として相続権を失っていた場合に、その「本来相続人となる予定であった人」に代わって、その人の「子」が相続分を承継する制度です（図表1参照）。

なお、「相続人が子である場合の代襲相続」については、何代でもその直系卑属へと代襲されますが、「兄弟姉妹が相続人である場合の代襲相続」については、1代のみが代襲が認められています。

図表 1 代襲相続の仕組み



よって本ケースでは、一郎さんの相続権は、その子である順次さんへと引き継がれることとなります。ところが、一郎さんの代襲相続人の確認は、サンプル4の戸籍をもつて終わりということにはなりません。「一郎さんに、順次さん以外にも子が存在しないかどうか」を確認しなければなりません。そこで本ケースでは、④「平成22年3月3日に戸籍がコンピュータ化される前の改製原戸籍」を取

得します。この1つ前の改製原戸籍(サンプル5)は、⑦「一郎さんが平成18年8月18日に結婚したとき、太郎さんの戸籍から除籍して新しく編製されたもの」です。⑨この戸籍において、平成19年9月9日出生した順次さん以外に子の存在は確認できませんでした。これにより、近代太郎さんの相続人は、妻・花子さんと「一郎さんの代襲相続人である順次さん」の2名ということで特定ができました。

サンプル5 近代一郎さんの改製原戸籍

⑦ 一郎の婚姻を事由として、近代太郎の戸籍から除籍され、平成18年8月18日に新しく編製された戸籍であることがわかる

⑧ 戸籍法改正により平成23年3月3日に消除されるまでの戸籍であることがわかる

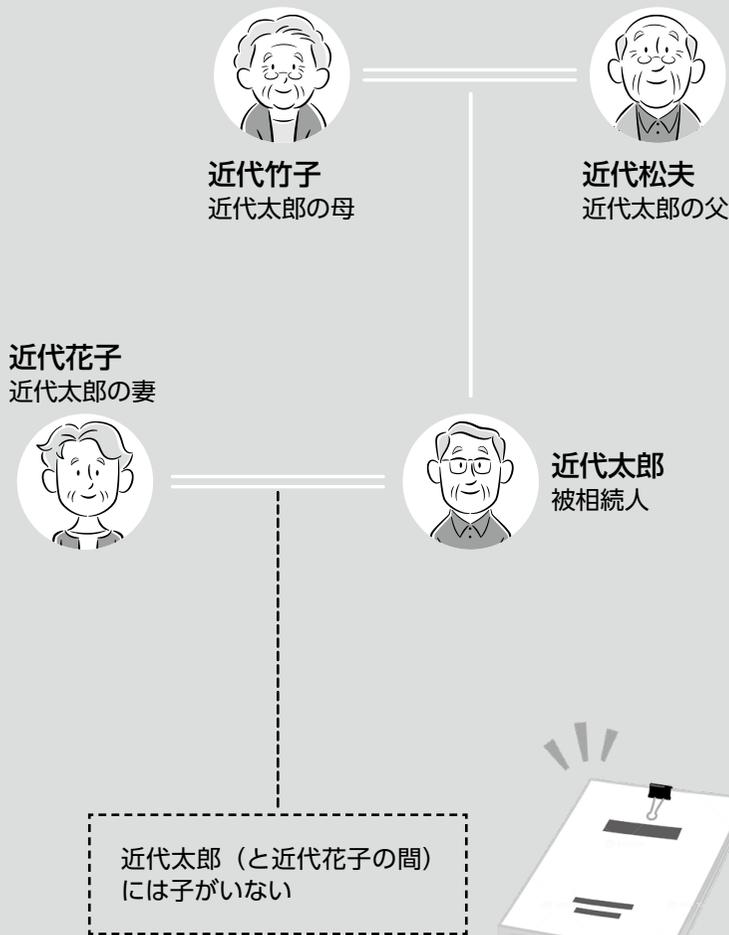
⑨ 身分事項に順次以外の子の記載はない

		⑨										本籍 奈良市西大寺栄町九拾九番地		氏名 近代 一郎		
		母	父													生 出
生 出	順次	近代 一郎	近代 一郎	昭和五拾参年四月六日	昭和五拾参年四月六日	昭和五拾参年四月六日	昭和五拾参年四月六日	昭和五拾参年四月六日								

改製原戸籍 平成六年法律第五十一号附則第二項による改製につき平成式拾五年参日消除 ⑧

## 子がおらず 「配偶者」「存命の親」がいるケース

ヒアリングなどで得た  
確認の前提となる家族構成等の情報



## ケ

ケース3では、「被相続人に子がおらず、直系尊属が相続人となる場合」の戸籍の確認方法について解説します。

例によって、まずは「被相続人の死亡の事実が記載された戸籍謄本を確認しましょう。

被相続人死亡時の戸籍謄本は、ケース1・2と同様ですので、43ページのサンプル1の内容を確認してください。ここでも、戸籍は最新のものから1つずつ遡って戸籍謄本等を確認していくことになります。

戸籍事項欄に「平成6年法律省令（中略）による改製」とあり、改製日は平成20年2月2日となっています。これにより、この戸籍謄本は、コンピュータ化後の戸籍であって、平成20年2月2日から戸籍謄本の発行日までの戸籍を証明するものということになります。

近代太郎さんの身分事項において「除籍」および「死亡」の記載が確認できることから、「太郎さんの死亡」が確認できます。合わ

サンプル6 近代太郎さんの改製原戸籍

改製原戸籍

平成六年法務省令第五十一号附則第二条第一項による改製につき平成式拾年式月日消除

②

③		壱丁目壱番地山田亀吉戸籍から入籍④ 平成拾八年八月拾八日近代太郎と婚姻届出京都府綾部市綾中町 同月参拾壱日同市長から送付入籍		昭和参拾参年参月参拾日京都府舞鶴市で出生同日父届出入籍④ 昭和参拾参年参月参拾日同市長から送付入籍		拾八番地近代松夫戸籍から入籍④ 昭和五拾年壱月六日山田花子と結婚届出兵庫県尼崎市浜田町八 昭和式拾九年式月九日神戸市中央区で出生同日父届出入籍④		婚姻の届出により昭和五拾年壱月六日編製① 大阪市北区梅田八丁目八番八号	
		妻	母	父	夫	母	父	本 籍 氏 名 近 代 太 郎	
生 出	花 子	ツル 女 二	山 田 亀 吉	太 郎	亡 近 代 松 夫	亡 竹 子	長		
昭和参拾参年参月参拾日			昭和式拾九年式月九日						

①婚姻の届出で昭和50年1月6日に編製され、②改製で平成20年2月2日消除されるまでの戸籍であることがわかる

③子についての記載がなく戸籍がここで終わっていることから、近代太郎（と花子の間には）子がいないことがわかる

せて、相続人である妻・花子さんの存在を確認することができました。

**改製・転籍があると  
新戸籍に移記されない人も**

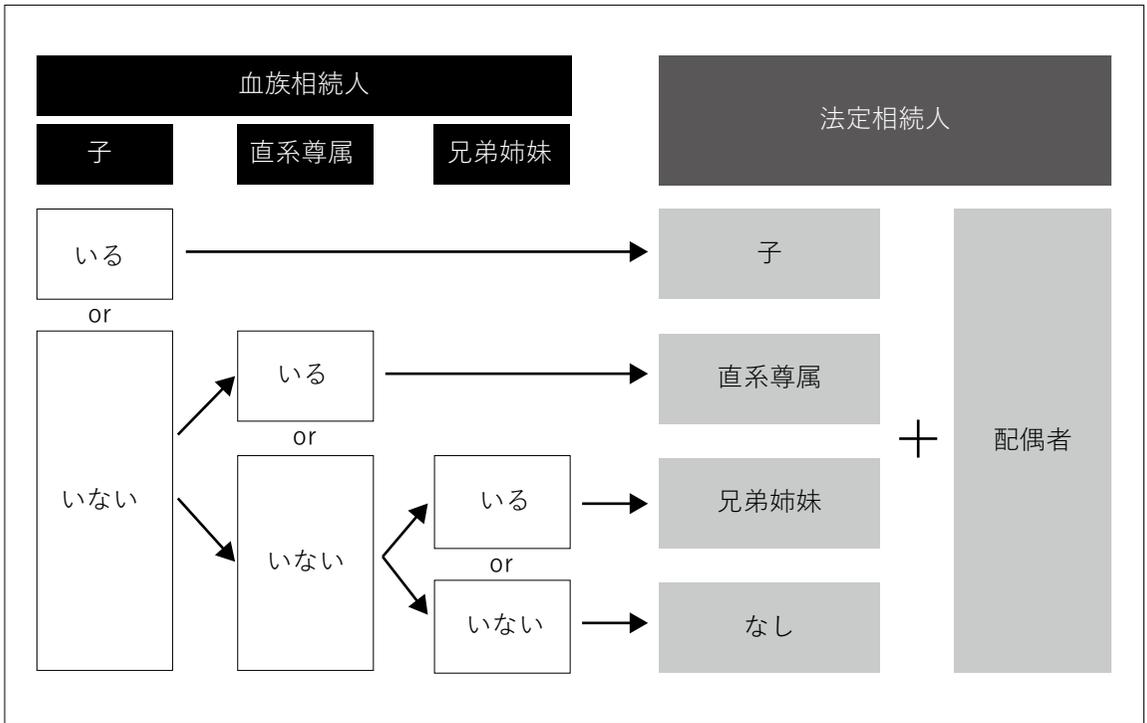
この戸籍では、太郎さんの子の存在は確認できていません。ちなみに、これまでみてきたことからわかるとおり、この戸籍のみで被相続人の子の有無を判断してはいけません。

戸籍は制度の仕組み上、改製されたり、ある人が転籍したりした場合などは、「その時点で戸籍に登録されている人」のみが、新しい戸籍へ移記されることになっています。

したがって、「本ケースでは平成20年2月2日より前の戸籍」を遡って確認していきます。同じ本籍地において「コンピュータ化前の戸籍」があり、それがサンプル6です。

この戸籍謄本は①「婚姻の届出により昭和50年1月6日編製」されてから、②「平成6年法務省令

図表2 法定相続人となる人



※子と兄弟姉妹には代襲相続人を含む

(中略)による改製につき平成20年2月2日消滅」されるまでの戸籍を証明しています。

この戸籍においても、③「太郎さんの子の存在」は確認できませんでした。これにより、「太郎さんと花子さんとの間には子がいない」ことが確認できたこととなります。

**相続人となる親族には順位が定められている**

ここで、相続人となるべき親族には順位が定められていることを確認しておきましょう。

第1順位の「子」がいない場合には、第2順位の「直系尊属(両親・祖父母)」となり、子も直系尊属もない場合には、「兄弟姉妹」というように、その相続権は継承されていくことになっています(図表2)。

本ケースのように「被相続人に子がいない」という場合には、相続順位2位である「直系尊属の存在」と、その人(たち)が現在存命であるかどうかについて確認し

なければなりません。

**サンプル7**は近代太郎さんの婚姻前の戸籍です。太郎さんの父である近代松夫さんについて、④「昭和26年2月6日に、婚姻を機に新しく編製されたもの」になります。また、太郎さんの出生日は昭和29年2月9日なので、この戸籍が出生を含む戸籍となります。

⑤この戸籍では、父・松夫さんと母・竹子さんが結婚した後、長男の太郎さんが昭和29年2月9日に誕生したことがわかります。

ここから、いまもこの両親が存命かどうかについて、現在の戸籍で確認しなければなりません。

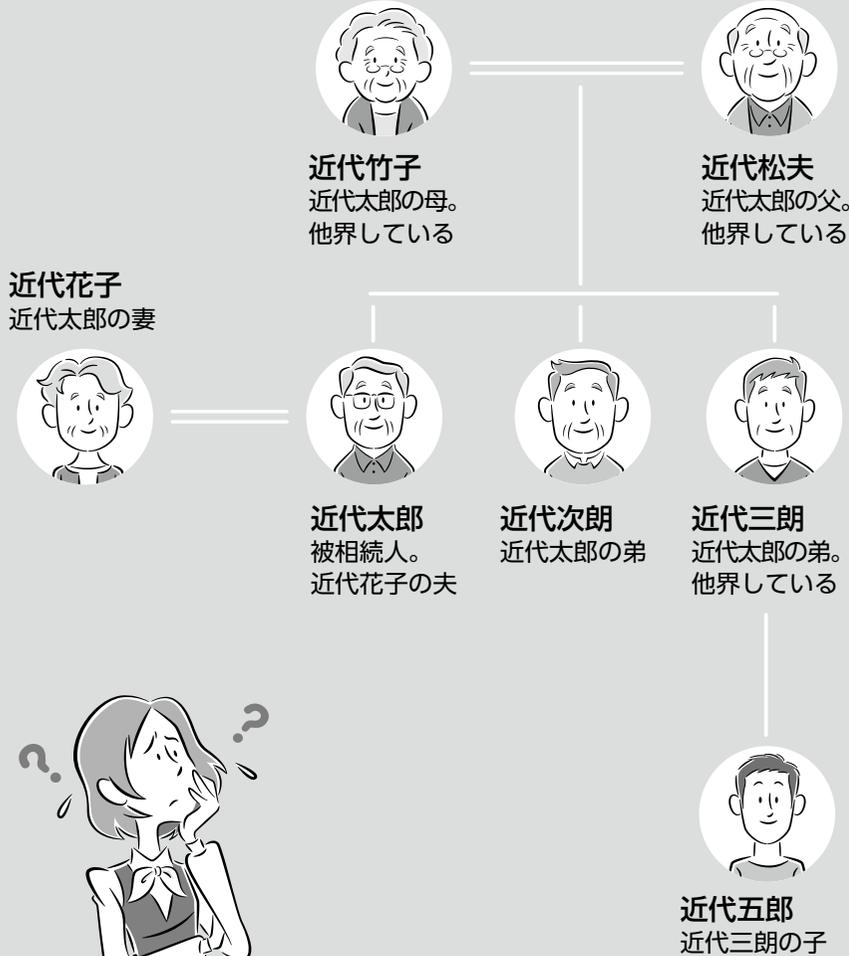
**サンプル8**は、近代松夫さんと竹子さんの現在の戸籍です。⑥ここには「除籍」や「死亡」の記載がありません。

これにより、2人の生存が確認できましたので、このケースの相続人は、「太郎さんの配偶者である花子さん」と「太郎さんの直系尊属である松夫さん・竹子さん」の3名であることが確定できました。



# 子がおらず「配偶者」「存命または死亡した兄弟姉妹」がいるケース

ヒアリングなどで得た  
確認の前提となる家族構成等の情報



## ケ

ース4として、「被相続人に子がおらず、直系尊属もすでに死亡している場合」の戸籍の確認の流れについて解説します。

最初に、被相続人の死亡の事実が記載された戸籍謄本を確認します。被相続人死亡時の戸籍謄本は、ケース1〜3と同じものでも扱います（43ページ・サンプル1参照）。

例にならって、最新のものから1つずつさかのぼって戸籍謄本等を確認することを忘れないでください。

戸籍事項欄では「平成6年法務省令（中略）による改製」、改製日が平成20年2月2日であると確認できます。この戸籍謄本はコンピュータ化後の戸籍で、平成20年2月2日から戸籍謄本の発行日までの戸籍を証明するものとわかります。

太郎さんの身分事項にある「除籍」および「死亡」の記載等から、「太郎さんの死亡」「相続人である妻・花子さんの存在」を確認することができました。この戸籍





# 担当者が押さえておきたい 戸籍の「確認実務・関連対応」編

## サンプル10 次郎さんの全部事項証明書(最新の戸籍)

全部事項証明	
本籍氏名	兵庫県尼崎市浜田町88番地 近代松夫
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成21年6月6日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者 <b>⑥</b>	【名】次郎 【生年月日】昭和30年3月10日 【父】近代松夫 【母】近代竹子 【続柄】二男

**⑥**平成21年6月6日に改製された近代松夫の戸籍で、近代次郎の存命が確認できる  
→近代太郎の相続人として確定できる

## サンプル11 三郎さんの最新の戸籍

**⑦**平成4年3月2日、近代五郎が出生により入籍

**⑧**平成20年4月20日、近代三郎が死亡により除籍

生 出		母		父	本籍
		四 穂	三 郎	近 代 三 郎	
平成四年参月二日	五 郎	四 穂	三 郎	近代松夫	大阪府福島区福島九百九十九番地
平成二十年四月二十日				近代竹子	大阪府福島区福島九百九十九番地
				近代三郎	大阪府福島区福島九百九十九番地

改製原戸籍 平成6年法務省令第51号附則第一項による改製につき平成23年七月六日消滅

婚姻の届出により昭和六拾参年五月五日編製

昭和三拾参年四月拾参日神戸市中央区で出生同日父届出入籍

昭和六拾参年五月五日佐藤夫妻と結婚届出尼崎市浜田町八拾八番地近代松夫戸籍

から入籍

平成二十年四月二十日午前六時六分尼崎市で死亡同日親族近代松夫除籍届除籍

平成四年参月二日大阪府福島区で出生同日父届出入籍

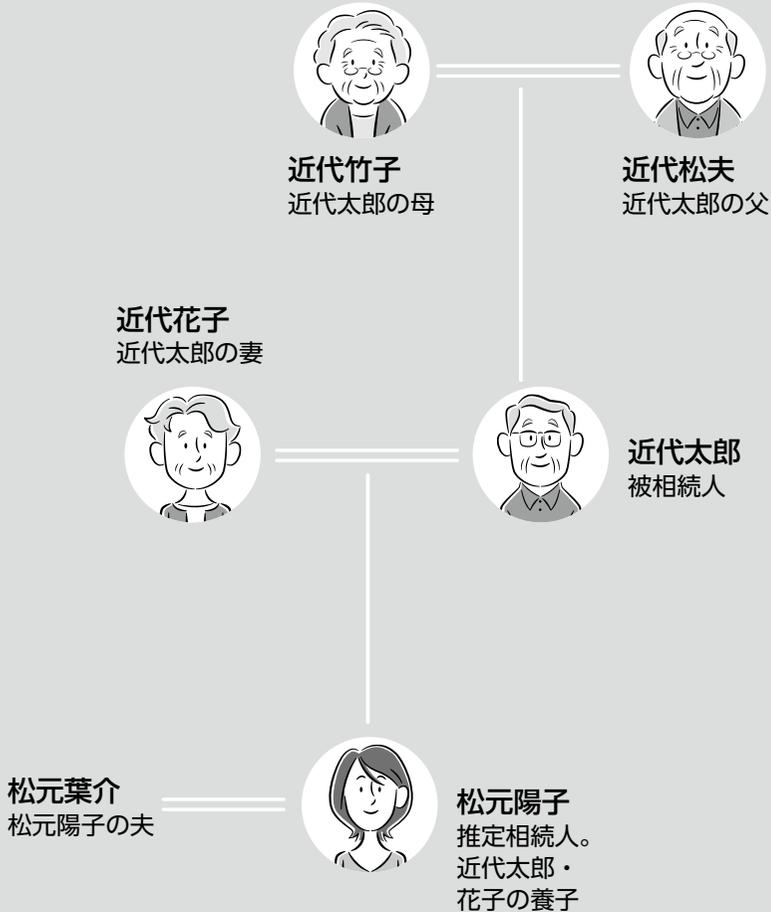
## サンプル12 五郎さんの全部事項証明書

全部事項証明	
本籍氏名	大阪府福島区福島999番地 近代三郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成23年7月6日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者 <b>⑨</b>	【名】五郎 【生年月日】平成4年3月2日 【父】近代三郎 【母】近代四穂 【続柄】長男

**⑨**平成23年7月6日に改製された近代三郎の戸籍で、近代五郎の存命が確認できる  
→近代太郎の相続人として確定できる

## 「配偶者」「養子」がいるケース

ヒアリングなどで得た  
確認の前提となる家族構成等の情報



**5** つめのケースとして、被相続人に「養子縁組がある場合」の、戸籍確認の流れについて解説します。

養子縁組は、当事者の合意に基づいて、市区町村役場に「養子縁組届」を提出することにより成立します。養子となった人は、相続においては、養子縁組の日より実子と同様に取り扱われることになっています。

仮に相続権のある養子がすでに死亡しているという場合には、養子縁組後にその養子に子が誕生していれば、その「養子の子」が代襲することになります。

まずは被相続人の死亡の事実が記載された戸籍謄本を確認していきましょう。**サンプル13**を見てください。戸籍事項欄に「平成6年法務省令（中略）による改製」とあり、改製日は平成20年2月2日となっています。

この戸籍謄本はコンピュータ化後の戸籍で、平成20年2月2日から戸籍謄本の発行日までの戸籍を証明するものです。①太郎さんの

サンプル13 近代太郎さんの全部事項証明書（最新の戸籍）

全部事項証明	
本籍氏名	大阪市北区梅田8丁目8番8号 近代太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成20年2月2日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者	<p>【名】太郎</p> <p>除籍① 【生年月日】昭和29年2月9日 【配偶者区分】夫 【父】近代松夫 【母】近代竹子 【続柄】長男</p>
身分事項	<p>養子縁組③</p> <p>【縁組日】平成30年10月10日 【共同縁組者】妻 【養子氏名】松元陽子④ 【養子の戸籍】滋賀県草津市草津町2丁目2番地 松元葉介 【送付を受けた日】平成30年10月10日 【受理者】滋賀県草津市長</p> <p>死亡①</p> <p>【死亡日】令和3年4月1日 【死亡時分】午前4時40分 【死亡地】大阪府吹田市 【届出日】令和3年4月2日 【届出人】妻</p>
戸籍に記載されている者	<p>【名】花子</p> <p>② 【生年月日】昭和33年3月30日 【配偶者区分】妻 【父】山田亀吉 【母】山田ツル 【続柄】二女</p>

①②除籍・死亡の記載で太郎の死亡を確認できる。妻である花子の生存が確認できることで、相続人として特定できた

③④「養子縁組」の記載から、松元陽子という養子の存在を確認できる。「養子の戸籍」欄に、夫の名があることから、松元陽子については松元葉介を筆頭者とする戸籍を確認することになる

身分事項には、「除籍」および「死亡」の記載があります。このことから太郎さんの死亡が確認できました。

合わせて、②花子さんの身分事項から、相続人である妻として花子さんの生存を確認することができました。

**普通養子制度では戸籍に養子縁組の情報が記載される**

加えてこの戸籍で確認しなければならぬのは、③身分事項にある「養子縁組」の記載です。ここで、近代太郎さん・花子さんが④「松元陽子さん」と、平成30年10月10日に養子縁組したことが確認できました。

「普通養子制度」では、このように戸籍に養子縁組の情報が記載されません。「特別養子制度」による縁組みの場合には、戸籍には実子と同様の内容で記載されることになっていて、戸籍謄本では養子かどうかわからないようになります。

なお、太郎さんを筆頭者とする

## サンプル14 松元陽子さんの全部事項証明書（最新の戸籍）

全部事項証明	
本籍氏名	滋賀県草津市草津町2丁目2番地 松元 葉介 ⑤
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成25年2月5日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者	【名】陽子 【生年月日】昭和60年2月6日 【配偶者区分】妻 ⑤ 【父】狩野甲助 【母】狩野乙子 【続柄】長女 【養父】近代太郎 【養母】近代花子 【続柄】養女
身分事項 ⑥	養子縁組 【縁組日】平成30年10月10日 【養父氏名】近代太郎 【養母氏名】近代花子 【養親の戸籍】大阪市北区梅田8丁目8番8号 近代太郎

⑤平成25年2月5日に改製された松元葉介の戸籍で、松元陽子の存命が確認できる  
→近代太郎の相続人として確定できる

⑥近代太郎・花子との養子縁組の事実を確認できる

この戸籍に、陽子さんは在籍していません。陽子さんは結婚して夫の戸籍に在籍しているからです。ですので、「陽子さんが存命かどうか」はこの戸籍では確認できないこととなります。

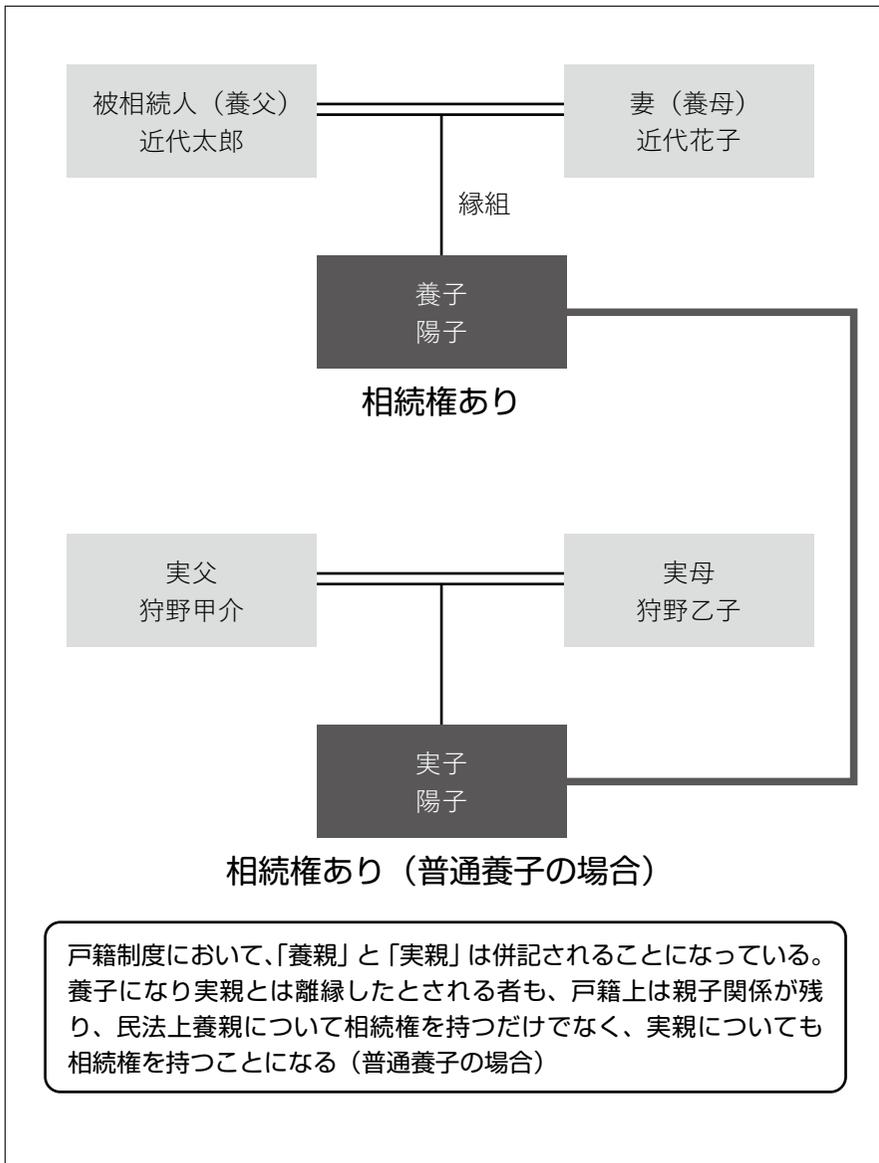
続いて、平成20年2月2日に改製される前の近代太郎さんの戸籍をさかのぼって確認していきます。太郎さんに、他に子がいないかを確認するためです。

同じ本籍地においてコンピュータ化前の戸籍があり、それがケース3と同様のもの（51ページ・サンプル6参照）です。この戸籍謄本は、「婚姻の届出により昭和50年1月6日編製」されてから、「平成6年法務省令（中略）による改製につき平成20年2月2日消除」されるまでの戸籍を証明しています。

この戸籍において太郎さんの子の存在は確認できず、花子さんとの間には、養子以外の実子がいないことがわかりました。

なお相続手続きにおいては、被相続人の出生までの戸籍をさかの

図表3 養子縁組による相続関係



ぼって確認しなければならぬことを再三説明してきました。改製等を経て、記載されていない子が存在しないかどうかを確認する必要があるからです。

太郎さんの場合の確認すべき戸

籍として、「サンプル6の前の戸籍」があります。これは、太郎さんの婚姻前の戸籍であり、兵庫県尼崎市の近代松夫さんを筆頭とする戸籍になります(45ページ・サンプル3参照)。

この戸籍を見ると太郎さんの出生について記載されており、やはり太郎さんには陽子さん以外の子がいないということが確認できました。

引き続き、養子である陽子さんの現在の戸籍を、サンプル14に示します。

**普通養子は養親・実親両方について相続権を有する**

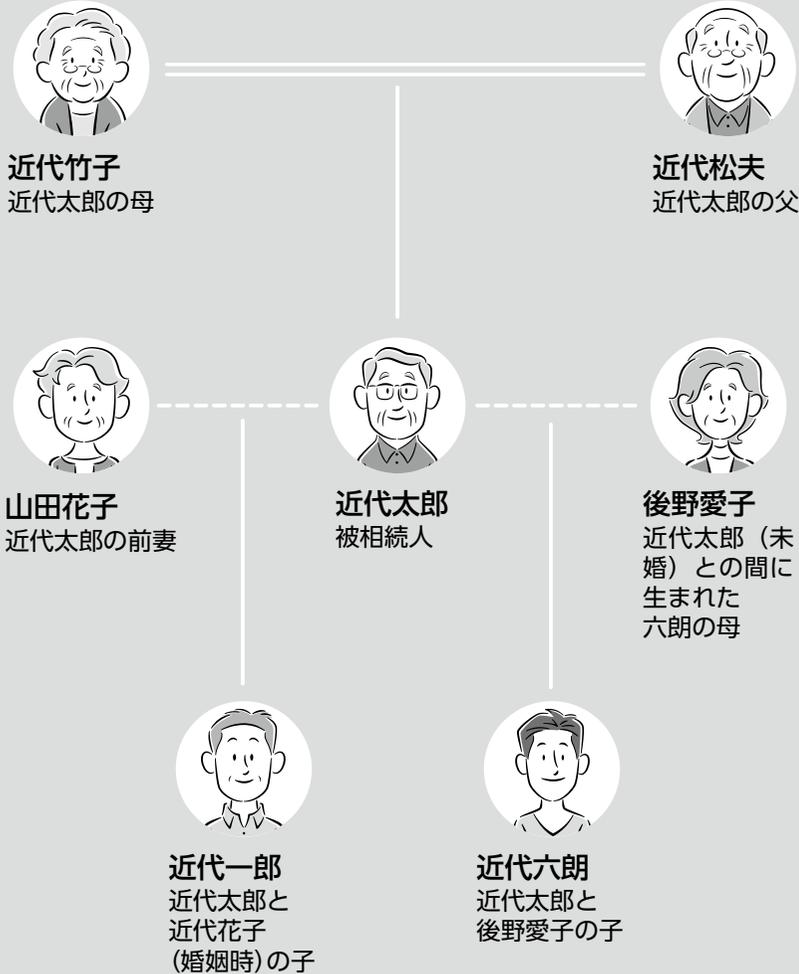
陽子さんは結婚後、夫である松元葉介さんの戸籍に入籍されました。この戸籍から、その後、平成25年2月5日に戸籍がコンピュータ化され、⑥「平成30年10月10日に、近代太郎さん・花子さん夫妻と養子縁組を行っている」ことがわかります。

戸籍上、「養親」と「実親」は併記されることになっています。普通養子においては、実親との関係もそのまま残りますので、養親の相続人となるだけではなく、実親の相続に関しても相続人となります(図表3)。そして⑤陽子さんが存命であることがこの戸籍から確認できました。

よって、本ケースの相続人は、被相続人・太郎さんの配偶者である花子さん、そして養子である陽子さんの2名であることが確定できました。

# 被相続人に「前妻との子」 「非嫡出子」がいるケース

ヒアリングなどで得た  
確認の前提となる家族構成等の情報



ケース6では、被相続人の「前妻の子（嫡出子）」と「非嫡出子」が相続人である場合の、戸籍の確認方法について解説します。

まず理解が必要なこととして、「非嫡出子」の定義と相続権をめぐる変遷を押さえてください。

非嫡出子とは、法律上で婚姻関係を結んでいない男女の間に生まれた子のことです。平成25年に民法が改正されるまでは、この非嫡出子の法定相続分は「嫡出子の2分の1」と規定されていました。

しかし、最高裁判所にてこの民法の規定を違憲であるとする判断がされたことを受け、現在は嫡出子・非嫡出子ともに同じ法定相続分となっています。

## 「二男」の記載を受け 他の子の存在確認も

それでは、最初に被相続人の死亡の事実が記載された戸籍謄本を見ていきます。サンプル15に示します。

戸籍事項欄に「平成6年法務省

サンプル15 近代太郎さんの全部事項証明書（最新の戸籍）

全部事項証明書	
本籍 氏名	大阪市北区梅田8丁目8番8号 近代太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成20年2月2日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者  除籍	【名】太郎 【生年月日】昭和29年2月9日 【配偶者区分】夫 【父】近代松夫 【母】近代竹子 【続柄】長男
身分事項  死亡 ①	【死亡日】令和3年4月1日 【死亡時分】午前4時40分 【死亡地】大阪府吹田市 【届出日】令和3年4月2日 【届出人】二男
戸籍に記載されている者 ②	【名】六郎 【生年月日】昭和58年12月31日 【父】近代太郎 【母】後野愛子 【続柄】二男

①除籍・死亡の記載から被相続人・近代太郎の死亡が確認できる

②母は後野愛子であること、また六郎が被相続人・近代太郎の「二男」であることと存命が確認できる  
→近代太郎の相続人として確定できる

令（中略）による改製」とあり、改製日は平成20年2月2日となっています。この戸籍謄本は、コンピュータ化後の戸籍であって、平成20年2月2日から戸籍謄本の発行日までの戸籍を証明するものです。

近代太郎さんの身分事項に①「除籍」および「死亡」の記載があることから、太郎さんの死亡と、②相続人である「次男の六朗さん」の存在を確認することができました。

ここで、六朗さんの母が近代姓でない後野愛子さんであることがわかります。また「二男」ということで、転籍している長男長女等の存在も想像されます。

次に、1つ前の戸籍に遡って確認します。

同じ本籍地においてコンピュータ化前の戸籍があります（サンプル16）。この戸籍謄本は「婚姻の届出により昭和50年1月6日編製」されてから、「平成6年法務省令（中略）による改製につき平成20年2月2日消除」されるまで

## サンプル16 近代太郎さんの改製原戸籍

改製原戸籍

平成六年法律第百五十一号附則第二條第一項による改製につき平成式拾年式月日消除

本籍		氏名	
大阪市北区梅田八丁目八番八号		近代太郎	
婚姻の届出により昭和五拾年壹月六日編製⑥			
父	亡	近代松夫	長
母	亡	竹子	男
夫	太郎		
出	昭和五拾九年式月九日		
生			
父	山田 亀吉		
母	ツル		女 二
妻	花子		
出	昭和五拾参年参月参拾日		
生			
父	近代 太郎		長
母	花子		男
父	昭和五拾参年四月六日神戸市灘区で出生同日父届出入籍⑥		
母	昭和五拾八年五月八日父母協議離婚親権者を母花子と定める届出④		
父	昭和五拾八年五月八日母の氏を称する入籍親権者母届出京都府綾部市綾中町六丁目六番山田花子戸籍に入籍につき除籍③		
母	昭和五拾八年拾貳月参拾壹日神戸市灘区で出生同日父届出入籍⑥		
父	近代 太郎		二
母	後野 愛子		男
出	昭和五拾八年拾貳月参拾壹日		
生			
六	郎		

③近代一郎は、昭和53年4月6日に出生により入籍、昭和58年5月8日に両親の離婚を機に母・山田花子の戸籍へ転籍

④山田花子は、昭和50年1月6日に結婚して入籍したが、昭和58年5月8日に離婚により除籍していることがわかる →近代太郎の配偶者ではなく、相続権はないことがわかる

の戸籍を証明します。

この戸籍ではまず、③「太郎さんの長男である一郎さんの出生」に加え、④「前妻・花子さんとの協議離婚・それに伴う一郎さんの除籍」の事実が確認できました。ちなみに花子さんについては、太郎さんが死亡時点で婚姻中であれば配偶者として法定相続人となりますが、離婚していることから、本ケースでは法定相続人とはなりません。

### 前妻との子について 転籍後の足取りを確認

また長男・一郎さんは、離婚に伴い花子さんの戸籍に転籍されました。子については、親の離婚を有無を問わず実子ですから、一郎さんは本ケースにおいて太郎さんの法定相続人となります。

したがって、生存を確認するため一郎さんの現在戸籍を取得する必要があります。サンプル17がその戸籍です。⑤一郎さん自身については、結婚して奈良市に自身を筆頭者とする戸籍が編製されてい

